



# 金 沢 市 公 報

第 3 1 0 7 号

令和5年(2023年)4月11日

〒920-8577

金沢市広坂1丁目1番1号

発行所 金 沢 市 役 所

◎ 目 次	ページ	
● 告 示		○令和2年告示第93号(金沢市地域老人福祉センター及び金沢市老人憩の家の指定管理者の指定について)で告示した事項の変更について (福祉政策課) 4
○金沢市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例施行規則第3条第1項の規定に基づくシステムの指定について (デジタル行政戦略課) 1		○市道の区域の変更について (道路管理課) 4
○金沢市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例施行規則第7条第1項の規定に基づくシステムの指定について ( " ) 1		○道路の供用の開始について ( " ) 4
○石川県金沢食肉流通センターの使用料の徴収事務の委託について (農業水産振興課) 2		○学校給食費及び教職員等給食費の収納事務の委託について (教育総務課) 5
○国土調査法の規定に基づく地籍調査の実施について (農業基盤整備課) 2		● 公 告
○地縁による団体の告示された事項の変更について (市民協働推進課) 2		○金沢農業振興地域整備計画の変更について (2件) (農業水産振興課) 6
		○建築基準法の規定に基づく道路の位置の指定の一部取消しについて (建築指導課) 7
		○開発行為に関する工事の完了について ( " ) 7
		● 監 査 公 表
		○監査公表(第6号・第7号) (監査事務局) 7

## 告 示

●金沢市告示第130号

金沢市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例施行規則(令和2年規則第59号)第3条第1項の規定により、同項の市長が別に指定するシステムを次のとおり指定し、同条第2項の規定により告示します。

なお、令和4年告示第30号(金沢市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例施行規則第3条第1項の規定に基づくシステムの指定について)は、廃止します。

令和5年4月11日

金沢市長 村 山 卓

システムの名称	参考となる事項(URL)
金沢市電子申請サービス	<a href="https://s-kantan.jp/city-kanazawa-ishikawa-u/">https://s-kantan.jp/city-kanazawa-ishikawa-u/</a>
マイナポータル「びったりサービス」	<a href="https://app.oss.myna.go.jp/Application/search?orgCode=172014">https://app.oss.myna.go.jp/Application/search?orgCode=172014</a>
いしかわ施設予約サービス	<a href="https://yoyacool.e-harp.jp/ishikawa">https://yoyacool.e-harp.jp/ishikawa</a>

●金沢市告示第131号

金沢市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例施行規則(令和2年規則第59号)第7条第1項の規定により、同項の市長が別に指定するシステムを次のとおり指定し、同条第2項の規定により告示します。

なお、令和4年告示第31号(金沢市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例施行規則第7条第1項の規定に基づくシステムの指定について)は、廃止します。

令和5年4月11日

金沢市長 村 山 卓

システムの名称	参考となる事項 (URL)
金沢市電子申請サービス	<a href="https://s-kantan.jp/city-kanazawa-ishikawa-u/">https://s-kantan.jp/city-kanazawa-ishikawa-u/</a>
マイナポータル「ぴったりサービス」	<a href="https://app.oss.myna.go.jp/Application/search?orgCode=172014">https://app.oss.myna.go.jp/Application/search?orgCode=172014</a>
いしかわ施設予約サービス	<a href="https://yoyacool.e-harp.jp/ishikawa">https://yoyacool.e-harp.jp/ishikawa</a>

### ●金沢市告示第132号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定により石川県金沢食肉流通センターの使用料の徴収事務を次のとおり委託したので、同条第2項及び金沢市財務規則（昭和39年規則第3号）第53条第3項の規定により告示します。

令和5年4月11日

金沢市長 村 山 卓

#### 1 委託した法人の名称及び代表者の氏名並びに事務所の所在地

名称及び代表者の氏名	事務所の所在地
一般社団法人石川県金沢食肉公社 理事長職務代理者 副理事長 山田 啓之	金沢市才田町戊337番地

#### 2 委託した事務

石川県金沢食肉流通センターの使用料の徴収事務

#### 3 委託した期間

令和5年4月1日から令和6年3月31日まで

### ●金沢市告示第133号

国土調査法（昭和26年法律第180号）第6条の4第1項の規定により、地籍調査を実施するので、同法第7条の規定により、次のとおり告示します。

令和5年4月11日

金沢市長 村 山 卓

#### 1 事業計画が定められた年月日

令和5年3月24日

#### 2 調査を実施する者の名称

金沢市

#### 3 調査地域

名称 夕日寺Ⅰ地区（その4）並びに夕日寺Ⅳ地区（その1）、（その2）及び（その3）並びに夕日寺Ⅱ地区（その1）、（その2）、（その3）及び（その4）

範囲 東長江町、夕日寺町、伝燈寺町及び牧町の各一部並びに山王町1丁目

#### 4 調査期間

令和5年3月16日から令和6年3月29日まで

### ●金沢市告示第134号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により地縁による団体の告示された事項の変更の届出があったので、同条第10項の規定により次のとおり告示します。

令和5年4月11日

金沢市長 村 山 卓

区分	変更事項	変更前	変更後	変更年月日
御所町一丁目 目町会	代表者の氏名及び住所	辻端 恭平 金沢市御所町1丁目298番地	高島 智恵子 金沢市御所町1丁目63番地	令和5年3月5日

諸江町下丁町会	主たる事務所の所在地	金沢市諸江町下丁253番地 1	金沢市諸江町下丁349番地 1	令和5年3月19日
	代表者の氏名及び住所	出村 宏嗣 金沢市諸江町下丁253番地 1	石戸谷 悟 金沢市諸江町下丁349番地 1	
八日市第2町会	代表者の氏名及び住所	山口 健一 金沢市八日市2丁目414番地 3	宮崎 敦 金沢市八日市2丁目296番地	令和5年3月26日
小原町町会	代表者の氏名及び住所	小川 孝吉 金沢市小原町ソ63番地 2	西田 清光 金沢市小原町ソ77番地	令和5年4月1日
東長江町会	代表者の氏名及び住所	長井 吉文 金沢市東長江町と2番地 1	中野 明夫 金沢市東長江町井121番地 2	令和5年4月1日
鈴見台第二町会	代表者の氏名及び住所	矢野 稔 金沢市鈴見台2丁目30番 3号	熊木 賢一 金沢市鈴見台2丁目21番13号	令和5年4月1日
山科町葵が丘町会	主たる事務所 の所在地	金沢市山科町東43番地	金沢市山科町東48番地 2	令和5年4月1日
	代表者の氏 名及び住所	高田 健二 金沢市山科町東43番地	高崎 邦雄 金沢市山科町東48番地 2	
額新保3丁目町会	主たる事務所 の所在地	金沢市額新保3丁目272番地 5	金沢市額新保3丁目173番地	令和5年4月1日
	代表者の氏 名及び住所	石川 憲一 金沢市額新保3丁目272番地 5	小澤 雅人 金沢市額新保3丁目173番地	
川桜親交会	主たる事務所 の所在地	金沢市桜町18番13号	金沢市桜町14番18号	令和5年4月1日
	代表者の氏 名及び住所	杉本 俊信 金沢市桜町18番13号	谷内 渉 金沢市桜町14番18号	
大桑町々会	主たる事務所 の所在地	金沢市大桑町り40番地	金沢市大桑町り25番地 3	令和5年4月1日
	代表者の氏 名及び住所	桑野 工 金沢市大桑町り40番地	山本 昭光 金沢市大桑町り25番地 3	
打尾町会	主たる事務所 の所在地	金沢市打尾町ル99番地	金沢市打尾町ワ35番地	令和5年4月1日
	代表者の氏 名及び住所	内尾 一也 金沢市打尾町ル99番地	石田 敏夫 金沢市打尾町ワ35番地	
金川町町会	主たる事務所 の所在地	金沢市金川町イ269番地 2	金沢市金川町イ270番地	令和5年4月1日
	代表者の氏 名及び住所	山森 精一 金沢市金川町イ269番地 2	下橋 広和 金沢市金川町イ270番地	
俵町町会	主たる事務所 の所在地	金沢市俵町カ93番地	金沢市俵町ヲ甲18番地	令和5年4月1日
	代表者の氏 名及び住所	田村 義一 金沢市俵町カ93番地	田中 健一 金沢市俵町ヲ甲18番地	
中山町町会	主たる事務所 の所在地	金沢市中山町ハ3番地	金沢市中山町ハ62番地	令和5年4月1日
	代表者の氏 名及び住所	山本 敏之 金沢市中山町ハ3番地	村上 孝志 金沢市中山町ハ62番地	
沖町町会	主たる事務所 の所在地	金沢市沖町ホ75番地 1	金沢市沖町ニ14番地	令和5年4月1日
	代表者の氏 名及び住所	東 豊 金沢市沖町ホ75番地 1	下木 利博 金沢市沖町ニ14番地	

四十万西町会	代表者の氏名及び住所	水町 克行 金沢市四十万町イ111番地2	井波 篤史 金沢市四十万町イ129番地	令和5年4月1日
ゆいの里町会	代表者の氏名及び住所	渡邊 良人 金沢市三池新町15番地15	辻本 圭 金沢市三池新町16番地8	令和5年4月1日
高尾南3丁目町会	代表者の氏名及び住所	横山 彰 金沢市高尾南3丁目220番地1	大島 孝守 金沢市高尾南3丁目145番地2	令和5年4月1日
柳橋町会	代表者の氏名及び住所	三浦 茂松 金沢市柳橋町イ3番地11	村田 雅範 金沢市柳橋町甲10番地2	令和5年4月1日
別所緑ヶ丘町会	主たる事務所の所在地	金沢市蓮花町ル55番地3	金沢市別所町ラ55番地65	令和5年4月1日
	代表者の氏名及び住所	高橋 貞夫 金沢市蓮花町ル55番地3	湯澤 邦太郎 金沢市別所町ラ55番地65	

●金沢市告示第135号

令和2年告示第93号（金沢市地域老人福祉センター及び金沢市老人憩の家の指定管理者の指定について）で告示した事項に変更があったので、次のとおり告示します。

令和5年4月11日

金沢市長 村 山 卓

区 分	変更事項	変 更 前	変 更 後	変更年月日
金沢市木曳野老人憩の家	指定の期間	令和2年4月1日から 令和7年3月31日まで	令和2年4月1日から 令和5年3月31日まで	令和5年4月1日

●金沢市告示第136号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり市道の区域を変更します。

なお、その関係図面は、金沢市土木局道路管理課において令和5年4月11日から同月25日まで一般の縦覧に供します。

令和5年4月11日

金沢市長 村 山 卓

道路の種類	路線名	区 間	新旧の別	幅員(m)	延長(m)
1級幹線	1級幹線48号 新保本・八日市線	新保本1丁目 243番4先から	旧	7.3	19.4
		新保本1丁目 243番1先まで	新	7.4	19.4
一般市道	大徳14号 桂町線1号	桂町ト 30番1先から	旧	4.6	61.1
		桂町ト 2番5先まで	新	4.6～5.3	61.1
一般市道	大徳21号 松村5丁目線4号	松村5丁目 245番1先から	旧	5.6～5.7	37.5
		松村5丁目 246番1先まで	新	5.8	37.5
一般市道	川北7号 木越町線	木越町イ 12番1先から	旧	8.9～12.3	210.0
		木越町イ 1番1先まで	新	20.9～24.3	210.0
一般市道	三馬25号 横川4丁目線7号	横川4丁目 11番6先から	旧	4.6	26.9
		横川4丁目 11番1先まで	新	5.3	26.9
一般市道	森本44号 南森本町線12号	南森本町ワ 79番1先から	旧	4.0～4.2	15.1
		南森本町ワ 79番3先まで	新	5.0～5.1	15.1

●金沢市告示第137号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次の道路の供用を開始します。

なお、その区間を表示した図面は、金沢市土木局道路管理課において令和5年4月11日から同月25日まで一般の縦覧に供します。

令和5年4月11日

金沢市長 村 山 卓

路線名	区 間	供用開始日
1 級 幹 線 48号 新 保 本 ・ 八 日 市 線	新 保 本 1 丁 目 新 保 本 1 丁 目	243番 4先から 243番 1先まで
1 級 幹 線 131号 大 浦 ・ 千 木 町 線	千 田 町 ホ 千 田 町 ホ	7番 1先から 28番 1先まで
大 徳 14号 桂 町 線 1号	桂 町 ト 桂 町 ト	30番 1先から 2番 5先まで
大 徳 21号 松 村 5 丁 目 線 4号	松 村 5 丁 目 松 村 5 丁 目	245番 1先から 246番 1先まで
川 北 7号 木 越 町 線	木 越 町 イ 木 越 町 イ	12番 1先から 7番 1先まで
三 馬 25号 横 川 4 丁 目 線 7号	横 川 4 丁 目 横 川 4 丁 目	11番 6先から 11番 1先まで
森 本 44号 南 森 本 町 線 12号	南 森 本 町 ワ 南 森 本 町 ワ	79番 1先から 79番 3先まで

●金沢市告示第138号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定により学校給食費及び教職員等給食費の収納事務を次のとおり委託したので、同条第2項及び金沢市財務規則（昭和39年規則第3号）第53条第3項の規定により告示します。

令和5年4月11日

金沢市長 村 山 卓

1 委託した法人の名称及び代表者の氏名並びに事務所の所在地

名称及び代表者の氏名	事務所の所在地
地銀ネットワークサービス株式会社 代表取締役社長 長谷川 芳完	東京都中央区日本橋本石町4丁目6番7号
株式会社しんきん情報サービス 代表取締役 飯吉 真	東京都港区港南1丁目8番27号
株式会社セイコーマート 代表取締役 赤尾 洋昭	北海道札幌市中央区南九条西5丁目421番地
株式会社セブン-イレブン・ジャパン 代表取締役社長 永松 文彦	東京都千代田区二番町8番地8
株式会社ファミリーマート 代表取締役社長 細見 研介	東京都港区芝浦3丁目1番21号
株式会社ポプラ 代表取締役社長 目黒 俊治	広島県広島市安佐北区安佐町大字久地665番地の1
ミニストップ株式会社 代表取締役 藤本 明裕	千葉県千葉市美浜区中瀬1丁目5番地1
山崎製パン株式会社 代表取締役社長 飯島 延浩	東京都千代田区岩本町3丁目10番1号
株式会社ローソン 代表取締役 竹増 貞信	東京都品川区大崎1丁目11番2号

ビリングシステム株式会社 代表取締役 江田 敏彦	東京都千代田区内幸町1丁目1番1号
PayPay株式会社 代表取締役社長 中山 一郎	東京都千代田区紀尾井町1番3号
LINE Pay株式会社 代表取締役社長 前田 貴司	東京都品川区西品川1丁目1番1号
ウェルネット株式会社 代表取締役社長 宮澤 一洋	東京都港区虎ノ門1丁目3番1号 東京虎ノ門グローバルスクエア14F

## 2 委託した事務

学校給食費及び教職員等給食費の収納事務

## 3 委託した期間

令和5年4月1日から令和6年3月31日まで

## 公 告

農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第13条第1項の規定により、金沢農業振興地域整備計画を令和5年4月11日に変更したので、同条第4項において準用する同法第12条の規定により公告し、当該変更後の金沢農業振興地域整備計画書を金沢市農林水産局農業水産振興課において縦覧に供します。

令和5年4月11日

金沢市長 村 山 卓

金沢農業振興地域整備計画を変更するため、農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第13条第4項において準用する同法第11条第1項の規定により公告し、当該農業振興地域整備計画の変更案及び当該農業振興地域整備計画を変更しようとする理由を記載した書面を次のとおり縦覧に供します。

なお、当該農業振興地域整備計画の変更案のうち、農用地利用計画の変更案に係る農用地区域内にある土地の所有者その他その土地に関し権利を有する者は、当該農用地利用計画の変更案に対して異議があるときは、本市にこれを申し出ることができます。

また、当該農業振興地域整備計画の変更案について意見のある本市の住民は、本市に対して意見書を提出することができます。提出された意見書については、その要旨及び処理結果を公告します。

令和5年4月11日

金沢市長 村 山 卓

## 1 農業振興地域整備計画の変更案の縦覧の期間及び場所

## (1) 期間

令和5年4月11日から同年5月10日まで

## (2) 場所

金沢市柿木島1番1号 金沢市農林水産局農業水産振興課

## 2 農用地利用計画の変更案に対する異議の申出先、申出方法及び申出期間

## (1) 申出先

金沢市農林水産局農業水産振興課

## (2) 申出方法

書面により持参又は郵送

## (3) 申出期間

令和5年5月11日から同月25日まで（郵送による場合における郵送に要した日数は、申出期間に算入しない。）

## 3 意見書の提出先、提出方法及び提出期間

## (1) 提出先

金沢市農林水産局農業水産振興課

## (2) 提出方法

持参又は郵送

(3) 提出期間

令和5年4月11日から同年5月10日まで（郵送による場合は、提出期間に提出先まで到着すること。）

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定による道路の位置の指定を一部取り消したので、建築基準法施行規則（昭和25年建設省令第40号）第10条第1項の規定により、次のとおり公告します。

なお、関係図書は、金沢市都市整備局建築指導課において縦覧に供します。

令和5年4月11日

金沢市長 村 山 卓

一部取り消した道路の位置等

指定番号	指定取消しの年月日	取り消した指定道路の位置	延長(m)	幅員(m)
第534号	令和5年3月28日	山科2丁目266番、267番、271番、273番及び274番の各一部並びに金沢市所管の法定外公共物の一部	41.00	4.60

次の開発行為に関する工事が完了し、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により検査済証を交付したので、同条第3項の規定により公告します。

令和5年4月11日

金沢市長 村 山 卓

開発区域又は工区に含まれる地域の名称	開発許可を受けた者の住所及び氏名
金沢市山科町チ182番3及び182番7	金沢市山科町チ182番地3 田畑 麗子

監 査 公 表

●金沢市監査公表第6号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項及び第4項の規定により、金沢市監査基準（令和2年監査公表第3号）に準拠し実施した工事監査の結果を次のとおり決定したので、同条第9項の規定により当該結果に関する報告を公表します。

令和5年4月11日

金沢市監査委員 西 尾 昭 浩  
 金沢市監査委員 中 村 哲 郎  
 金沢市監査委員 久 保 洋 子  
 金沢市監査委員 秋 島 太

1 監査対象及び監査期間

(金額 単位：円)

番号	対象課	対 象 工 事 名	契約金額	工事期間	監査期間
1	企業立地課	第5次安原異業種工業団地番田川改修工事(その2)	123,414,500	R 4. 1.24~ R 4. 7.29	R 4. 3. 8~ R 5. 3.24
2	道路建設課	大浦千木町線さく井工事(千田町その2)	44,256,300	R 4. 2. 9~ R 4. 9.12	R 4. 4. 8~ R 5. 3.24
3	子育て支援課	諸江児童館(仮称)建設工事(建築工事)	150,040,000	R 3.10.18~ R 4. 9.26	R 3.12.13~ R 5. 3.24
4	森林再生課	瀬領・下谷線道路整備工事(土木工事)	130,249,900	R 3.12. 9~ R 4.12.16	R 4. 2. 8~ R 5. 3.24

5	建設課	令和3年度犀川左岸(下安原南処理分区)下水道管築造工事(8工区)	94,576,900	R4.4.1~ R4.11.30	R4.5.18~ R5.3.24
6	市営住宅課	緑住宅D6棟解体工事	128,893,600	R4.6.14~ R4.12.14	R4.8.9~ R5.3.24
7	教育総務課	港中学校校舎南面及び西面外壁改修工事	53,183,900	R4.6.27~ R4.11.15	R4.8.9~ R5.3.24
8	スポーツ振興課	額谷ふれあい体育館屋根等改修工事	48,057,288	R4.8.25~ R4.11.16	R4.10.12~ R5.3.24
9	道路建設課	大浦千木町線大浦高架橋新設工事(海側下部工)	101,180,200	R4.3.25~ R5.1.18	R4.5.18~ R5.3.24
10	歴史都市推進課	辰巳用水修景整備工事(3工区)	36,185,600	R4.7.6~ R5.1.31	R4.9.5~ R5.3.24
11	水処理課	汚泥共同処理施設焼却炉設備等定期修繕工事	92,400,000	R4.10.20~ R5.1.26	R4.12.13~ R5.3.24

2 監査を執行した監査委員

西尾昭浩、中村哲郎、久保洋子、秋島太、野本正人、下沢広伸

以下、監査委員の退任及び就任は、次のとおりである。

・野本正人、下沢広伸は、令和4年6月17日に退任し、代わって同月21日に久保洋子、秋島太が就任した。

3 監査の方法

工事の設計図書等関係書類を審査するとともに、施工状況を現地監査した。

4 監査の結果

工事の設計、施工及び事務手続については、適正に執行されていると認められた。

●金沢市監査公表第7号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の38第6項の規定により、金沢市長から監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知があったので、次のとおり公表します。

令和5年4月11日

金沢市監査委員	西	尾	昭	浩
金沢市監査委員	中	村	哲	郎
金沢市監査委員	久	保	洋	子
金沢市監査委員	秋	島		太

1 包括外部監査

(その1)

- (1) 措置通知があった年月日 令和5年3月22日
- (2) 措置を講じた局等 総務局税務課
- (3) 監査結果の公表年月日 平成29年4月11日(平成29年監査公表第8号)
- (4) 監査の結果及び措置の内容

監査の結果(指摘事項等)	措置の内容(改善等内容)
<p>・入湯客数の把握について 意見(77ページ)</p> <p>特別徴収義務者に対する現地調査を行い、入湯税に係る帳簿と、会計帳簿との突き合わせにより、申告内容の正確性を検証する必要がある。</p>	<p>令和3年6月から令和5年1月に特別徴収義務者に対する現地調査を順次実施し、入湯税に係る帳簿と会計帳簿との突き合わせを行った。</p> <p>今後も定期的に現地調査を行い、申告内容の正確性を検証していく。</p>



<p>・特別徴収義務者の把握について 意見 (78ページ)</p> <p>特別徴収義務者等に対して、分かりやすく丁寧に制度を周知するとともに、実態調査を適宜実施するなど、申告漏れを防ぐための対策を講じる必要がある。</p>	<p>令和3年度から特別徴収義務者等に対して、制度をわかりやすく記載したチラシの配布にあわせて説明を行うとともに、実態調査を毎年実施することにより申告漏れを防ぐ対策を講じた。</p>
---	---

◎正 誤

○令和4年12月28日付け金沢市公報号外32号の2

頁	箇 所	誤	正
4	下から3行目	第1条	第2条

令和5年(2023年)4月11日 発行

発行人

発行所

編集 石川県金沢市玉鉾4丁目166番地

金 沢 市

金 沢 市 役 所

(株) 共 栄